

利用者のために

I 概 要

農業災害補償法に基づく農業災害補償制度は、農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

現在、農作物共済及び家畜共済の必須事業のほか、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済（建物共済等）の任意事業を行っている。

園芸施設共済事業は、農業者が所有し又は管理する施設園芸用施設のうち、温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び雨よけ施設等気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを阻止するための施設（附帯施設及び施設内農作物を含む場合もある。）についての災害による損害を補てんするものである。このため、おおむね1又は2以上の市町村の区域を単位に設立されている農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が農業者との間に共済関係を成立させ（組合等との間に共済関係が成立した農業者を以下「組合員等」という。）共済事業を行っている。さらに、都道府県単位に設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が、当該共済関係に係る共済責任のうちの一定部分につき保険事業を行い、国が当該保険事業に係る保険責任のうちの一定部分につき再保険事業を行う、いわゆる三段階制がとられている。なお、平成12年度からは近年の組合等の広域合併の進展に伴い、三段階制のほか、地域の意向により二段階制（都道府県単位の農業共済組合（以下「特定組合」という。）、国）による農業共済事業の実施も可能とされている。

また、国は、この事業の健全な発展を図るため、農業共済団体の指導監督を行うほか、共済掛金や事務費の国庫負担を行う等の助成措置を講じている。

園芸施設共済については、制度化に向けて昭和49年度から5か年間「畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法」に基づいて試験実施を行い、昭和53年に農業災害補償法の一部を改正し、昭和54年度から園芸施設共済制度として本格実施が行われた。その後の制度の主な改正は次のとおりである。

- 昭和56年 ①少額損害不てん補額の引上げ、②再保険金支払開始割合の引下げ（①2月農林水産省令第4号、②3月農林水産省告示第306号、昭和56年度から適用）
- 昭和60年 ①病虫害事故除外方式の導入、②危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入（6月法律第50号、昭和61年度から適用）
- 平成5年 ①雨よけ施設等の追加、②組合等の手持責任の拡大、③共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げ、④園芸施設異常事故基準の緩和、⑤施設内農作物価額算定率を作物区分ごとに設定（5月法律第35号等、平成6年度から適用）
- 平成11年 ①責任分担方式の見直し（年間超過損害歩合再保険方式の導入）、②プラスチックハウスⅣ類（鉄骨中）における硬質フィルム被覆施設の施設区分の分離（プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）及び同乙（鉄骨中・硬））（6月法律第69号等、平成12年度から適用）
- 平成14年 施設区分の見直し①一定の基準を満たす軟質フィルム被覆施設はプラスチックハウスⅣ類乙を適用、②一定の基準を満たす硬質フィルム被覆施設はプラスチックハウスⅤ類を適用（3月農林水産省令第21号、平成14年度から適用）
- 平成15年 ①特定園芸施設撤去費用補償方式の導入（補償対象施設区分はガラス室及び鉄骨ハウス）、②多目的ネットハウスの追加、③共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げ（10月農林水産省令第111号等、平成16年度から適用）

なお、本書に掲載されている「法」とは農業災害補償法（昭和22年法律第185号）、「政令」とは農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）、「規則」とは農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）のことである。